

第8章 新たな防災気象情報の運用開始後の対応について

第1節 概要

新たな防災気象情報の運用開始後は、水防計画に記載されている従前の防災気象情報に関する記述を、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。

※ 読替箇所は太字としている。

第2節 読替箇所一覧

ページ	運用開始後										
402	第2 水位・潮位・雨量の観測 1 観測の指令 危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。 (1) 水位の観測 広島地方気象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。										
405	(3) 土砂災害 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強い雨が降っているとき。</td><td> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 </td></tr> <tr> <td>レベル3 土砂災害警報以上の警報が発表されたとき。</td><td> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 </td></tr> <tr> <td>レベル3 土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに危険警報基準を超過）が表示されたとき。</td><td> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 </td></tr> <tr> <td>レベル4 土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2 時間後までに危険警報基準超過、1 時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過）が表示されたとき。</td><td> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 </td></tr> </tbody> </table> ※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1 時間後までに危険警報基準超過、2 時間後までに危険警報基準超過、3 時間後までに危険警報基準超過、6 時間後までに注意報基準超過を区分して表示）	状況	活動内容	強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機	レベル3 土砂災害警報以上の警報 が発表されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備	レベル3 土砂災害警報以上の警報 が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに 危険警報基準 を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施	レベル4 土砂災害危険警報以上の警報 が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2 時間後までに 危険警報基準超過 、1 時間後までに 危険警報基準超過 、実況で 危険警報基準超過 ）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施
状況	活動内容										
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機										
レベル3 土砂災害警報以上の警報 が発表されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備										
レベル3 土砂災害警報以上の警報 が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに 危険警報基準 を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施										
レベル4 土砂災害危険警報以上の警報 が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2 時間後までに 危険警報基準超過 、1 時間後までに 危険警報基準超過 、実況で 危険警報基準超過 ）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施										

ページ

運用開始後

410

第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

1 土砂災害を警戒する場合

レベル2土砂災害注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、国土交通省 川の防災情報を活用する。

その他、レベル3土砂災害警報発表後は、実効雨量（72 時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1 時間後までに危険警報基準超過、2 時間後までに危険警報基準超過、3 時間後までに危険警報基準超過、6 時間後までに注意報基準超過を区分して表示）

415

第1 洪水への対応

1 段階に応じた対応

(1) 洪水予報河川

段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 レベル2 氾濫注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)
第2段階	【注意喚起】 レベル3 氾濫警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】		1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1) 4 (略)
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3 氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達した場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※2）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 レベル4 氾濫危険警報以上の警報が発表され、氾濫危険水位に到達(※3)した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※2)に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 (略) 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 (略) 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に退避する。(※4) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。

～～～警戒レベル4までに必ず避難～～～

ページ	運用開始後			
第5段階	【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報（※5）により、災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 〈確認情報〉 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 2 「レベル5氾濫特別警報」が発表された場合 〈計測情報〉 1 水位が氾濫発生水位に到達した場合 2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ① 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ② 排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ③ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 〈推定・予測情報〉 洪水予測による水位予測で氾濫発生水位を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 （略）	緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3（略）
	○ 安佐北区柳瀬地区にあっては、河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得た場合に警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。			
	※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※3 氾濫発生水位への到達予測を含む。 ※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。 ※5 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。			
(2) 水位周知河川				
段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。

ページ	運用開始後			
	第2段階	【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。(※1) 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
	第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3大雨警報以上の警報が発表され、「レベル3 氾濫警戒情報」が通知された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。 1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)
	第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 「レベル4 氾濫危険情報」が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※2)に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※3) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
	～～～「警戒レベル4までに必ず避難」～～～			

ページ	運用開始後			
	第5段階 【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 ＜確認情報＞ 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 2 「レベル5 氾濫発生情報」が通知された場合 ＜計測情報＞ 1 水位が氾濫発生水位に到達した場合 2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況 ③ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ＜推定・予測情報＞ レベル5 大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。	緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。 2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。 3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。
○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。				
※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。 ※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。				
(3) その他河川 レベル3 大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合やレベル4 大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合など、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 また、災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。				

ページ

運用開始後

416

2 避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)
避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	(略)			

417

3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制

(1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台から**レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報**の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。
なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した洪水の影響がない避難場所に自主避難する。

418

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 レベル2土砂災害注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)
第2段階	【注意喚起】 レベル3土砂災害警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】		1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。(※1) 4 (略)
第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※2)に危険度(3時間後までに 危険警報基準超過)が表示された場合	【災害警戒本部】		1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に、警戒レベル3 (高齢者等避難)を発令する。 2 (略)

1～2 (略)
3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、しが開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)

ページ		運用開始後			
	第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過又は実況で特別警報基準値超過）が表示された場合 2 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※3）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。 約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。	（略）
	～～～「警戒レベル4までに必ず避難」～～～				
	第5段階	【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 ＜災害切迫・発生情報＞ 1 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準超過）が表示された場合 3 土砂災害の発生が確認された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 （略）	緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3（略）
○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、土砂災害の前兆現象が発見されるなど、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。					
※1 速くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準超過、3時間後までに危険警報基準超過、6時間後までに注意報基準超過を区分して表示） ※3 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。					

ページ

運用開始後

419

2避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)
避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	(略)			

420

3土砂災害警戒区域における警戒避難体制

(2)緊急時に行う事項

ア警戒区域の住民等は、気象台から**レベル3土砂災害警報**が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。

421

第3高潮への対応

1段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 台風や低気圧が接近する可能性がある場合	必要に応じて 【注意体制】	(略)	(略)
第2段階	【注意喚起】 レベル2高潮注意報が発表された場合。	【警戒体制】		
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3高潮警報が発表された場合。	【災害警戒本部】		
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 レベル4高潮危険警報が発表された場合。	【災害対策本部】	1 (略) 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	

~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~

ページ

運用開始後

第5段階

【警戒レベル5（緊急安全確保）】  
次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合  
〈確認情報〉  
堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸間等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合  
〈計測情報〉  
レベル5 高潮特別警報、高潮氾濫発生情報が発表された場合  
〈推定・予測情報〉  
直近の高潮予測により、潮位がレベル5 高潮特別警報の発表基準潮位に既に到達していると思われる場合

【災害対策本部】

1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。

2 （略）

緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。  
1～3（略）

○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。

○ 状況欄に該当しない場合においても、巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあるなど、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。

○ 状況欄に該当する場合においても、気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえ、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。

※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。

※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。  
また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」も活用する。

2 避難方法

|       |                      |                      |                      |                      |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 警戒レベル | 警戒レベル1・2<br>（気象状況悪化） | 警戒レベル3<br>（災害のおそれあり） | 警戒レベル4<br>（災害のおそれ高い） | 警戒レベル5<br>（災害発生又は切迫） |
| 避難情報等 | 注意報・警報               | 高齢者等避難               | 避難指示                 | 緊急安全確保               |
| 避難行動  | （略）                  |                      |                      |                      |

422

ページ

運用開始後

第5 内水（雨水出水）への対応

1 段階に応じた対応

| 段階                      | 状 況                                                                                                                                                                                                                      | 本市の体制    | 本市の対応                                                                                                                                                                              | 住民の行動                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階                    | 【状況把握】<br>レベル2大雨注意報が発表された場合                                                                                                                                                                                              | 【注意体制】   | (略)                                                                                                                                                                                | (略)                                                                                                                                                                                                                        |
| 第2段階                    | 【注意喚起】<br>レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合                                                                                                                                                                                          | 【警戒体制】   | 防災行政無線等により、該当区への注意喚起や自主避難の呼びかけを行う。                                                                                                                                                 | 1 (略)<br>2 避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。<br>3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1)                                                                                                         |
| 第3段階                    | 【警戒レベル4（避難指示）】<br>1 レベル4大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合<br>2 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合                                                                                                                     | 【災害対策本部】 | 1 必要な区域(※2)に警戒レベル4（避難指示）を発令する。<br>急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。<br><div>約1分【サイレン】<br/>約5秒【休止】<br/>約1分【サイレン】</div><br>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 | 1 直ちに避難する。<br>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所に待避する。(※3)<br>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。                                                                          |
| ~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~ |                                                                                                                                                                                                                          |          |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                            |
| 第4段階                    | 【警戒レベル5（緊急安全確保）】<br>次に掲げる各情報(※4)により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合<br>〈確認情報・計測情報〉<br>重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等<br>〈推定・予測情報〉<br>レベル5大雨特別警報の発表があった場合等 | 【災害対策本部】 | 1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。<br>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。                  | 緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことに、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。<br>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。<br>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。<br>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。 |

426

ページ

運用開始後

○ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行う。

○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。

○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。

※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※2 雨水出水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した浸水が想定される区域を対象とする。

※3 床上浸水等のおそれなく、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。浸水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。

(削除)

426

2 避難方法

| 警戒レベル | 警戒レベル1・2<br>(気象状況悪化) | 警戒レベル3<br>(災害のおそれあり) | 警戒レベル4<br>(災害のおそれ高い) | 警戒レベル5<br>(災害発生又は切迫) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 避難情報等 | 注意報・警報               | 高齢者等避難               | 避難指示                 | 緊急安全確保               |

自宅・職場など

状況に応じ、適切な避難行動(※)を取る。

付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。

建物内の安全な場所(上階)に待避する。

市が開設する指定緊急避難場所(内水)へ避難する。

あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。

・ 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。

・ 相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。

※ 内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、浸水しない居室がある場合は屋内での安全確保を基本とする。